

議案第 69 号

第 2 次山都町総合計画基本構想及び第 2 次山都町総合計画後期基本計画の変更について

第 2 次山都町総合計画基本構想及び第 2 次山都町総合計画後期基本計画における計画期間について、下記のとおり変更することとする。

令和 5 年 9 月 7 日提出

山都町長 梅田 穰

記

- 1 第 2 次山都町総合計画基本構想
変更前 平成 27 年度から令和 6 年度までの 10 年間
変更後 平成 27 年度から令和 7 年度までの 11 年間
- 2 第 2 次山都町総合計画後期基本計画
変更前 令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間
変更後 令和 2 年度から令和 7 年度までの 6 年間

(提案理由)

町長選挙により示される町民の意思を総合計画に反映させるため、次期山都町総合計画の始期を 1 年間延長し令和 8 年度とする予定です。

このことに伴い、総合計画に基づく町政運営の継続を担保するため、第 2 次山都町総合計画基本構想及び第 2 次山都町総合計画後期基本計画における計画期間を変更する必要があります。

よって、山都町総合計画条例第 6 条の規定により議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。

次期総合計画の町長選挙における調整年度の設定について

資料 1

現行

H29	H30	R01	R02	R03	R04	R05	R06	R07	R08	R09	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18
町長任期 (H29.3~R03.3)				町長任期 (R03.3~R07.3)				町長任期 (R07.3~R11.3)				町長任期 (R11.3~R15.3)				町長任期 (R15.3~R19.3)			
第2次総合計画 (H27~R06) 10年								第3次総合計画 (R07~R16) 10年								第4次総合計画			
前期基本計画 (5年)				後期基本計画 (5年)				前期基本計画 (5年)				後期基本計画 (5年)				前期基本計画			

第3次総合計画に町長の公約等が反映されない

延長案

H29	H30	R01	R02	R03	R04	R05	R06	R07	R08	R09	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	
町長任期 (H29.3~R03.3)				町長任期 (R03.3~R07.3)				町長任期 (R07.3~R11.3)				町長任期 (R11.3~R15.3)				町長任期 (R15.3~R19.3)				
第2次総合計画 (H27~R06) 10年								調整	第3次総合計画 (R08~R15) 8年								第4次総合計画			
前期基本計画 (5年)				後期基本計画 (5年)				調整	前期基本計画 (4年)				後期基本計画 (4年)				前期基本計画			

第2次総合計画を1年延長し町長任期初年度を調整年度とする。

町長選

町長選

町長選

町長選

現行のまま令和6年度中に作成し令和7年度を第3次総合計画の初年度とすると町長の公約等の計画が盛り込まれない計画となる。

令和7年度を調整年度とし第2次総合計画及び後期基本計画を1年延長する。目標年次の数値を令和7年度における数値に変更する。

次期計画の策定準備は令和6年度より行い、調整年度中に町長の公約等を十分に反映した計画となるよう策定する。

次期総合計画から計画期間を8年とすることで町長任期との調整を図る。